林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号。次条において「管理経営法等改正法」という。）第五条第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第百三十四号。次条において「旧改革特措法」という。）の施行の日」と、同条中「前二条の規定による国有林野事業に係る債務」とあるのは「旧改革特措法第十五条第一項の規定により一般会計に帰属した債務及び国有林野事業債務管理特別会計（平成二十五年度にあっては、管理経営法等改正法第三条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく国有林野事業特別会計）の負担に属する借入金に係る債務」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十一条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令等への委任）

第十二条　附則第二条から前条まで並びに附則第二十五条、第三十条、第四十条及び第四十四条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（労働関係調整法の一部改正）

第十三条　労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第四項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「特定独立行政法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「特定独立行政法人担当労働者委員」に改める。

第八条の三中「斡旋員候補者」を「あっせん員候補者」に、「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「特定独立行政法人担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「特定独立行政法人担当労働者委員」に、「同項」を「第二十一条第一項」に改める。

（労働基準法の一部改正）

第十四条　労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「及び第七項」を削る。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第十五条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第五項ただし書中「第八号及び第八号の二」を「第七号及び第十号」に、「第四項」を「前項」に改め、同項各号を次のように改める。

一　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）
二　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）
三　消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）
四　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）
五　特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）
六　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）
七　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）
八　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）
九　地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）
十　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）
十一　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
十二　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
十三　森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）

（船員法の一部改正）

第十六条　船員法（昭和二十二年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第七十四条第四項中「及び第七項」を削る。

（国家公務員法及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正）

第十七条　次に掲げる法律の規定中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第二号」に改める。

一　国家公務員法第百八条の六第三項
二　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第三十二条

（物品の無償貸付及び譲与等に関する法律の一部改正）

第十八条　物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「災害救助法」の下に「（昭和二十二年法律第百十八号）」を加える。

（国有財産法の一部改正）

第十九条　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号中「企業用財産」を「森林経営用財産」に、「国の企業又はその企業に従事する職員の住居」を「森林経営」に改め、同条第四項を削る。

第二十四条第一項及び第二十七条第一項中「国の企業若しくは」を削る。

（国家行政組織法の一部改正）

第二十条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条　削除

（国家公務員宿舎法の一部改正）

第二十一条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号を削り、同項第二号中「寄付」を「寄附」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第十九条第二項を削る。

（労働組合法の一部改正）

第二十二条　労働組合法の一部を次のように改正する。

第十九条の三第二項中「第十九条の四第二項第二号」を「次条第二項第二号」に改め、「又は国有林野事業（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号に規定する国有林野事業をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。）を行う国の経営する企業」を削り、「特定独立行政法人の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二号」に改め、「又は国有林野事業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員（以下この章において「国有林野事業職員」という。）」を削る。

第十九条の四第二項第三号を削る。

第十九条の十第一項中「、国有林野事業を行う国の経営する企業と国有林野事業職員との間に発生した紛争」を削る。

第二十四条第二項中「及び国有林野事業職員」を削る。

第二十五条第一項中「及び国有林野事業職員」及び「又は国有林野事業職員」を削る。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正）

第二十三条　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、国有林野事業特別会計」を削る。